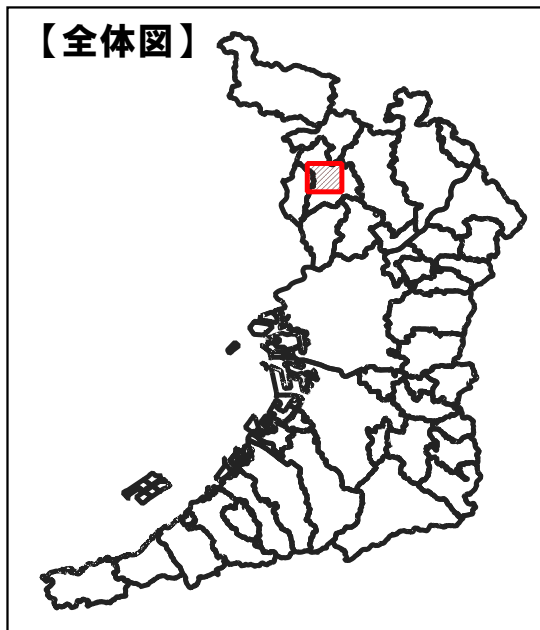
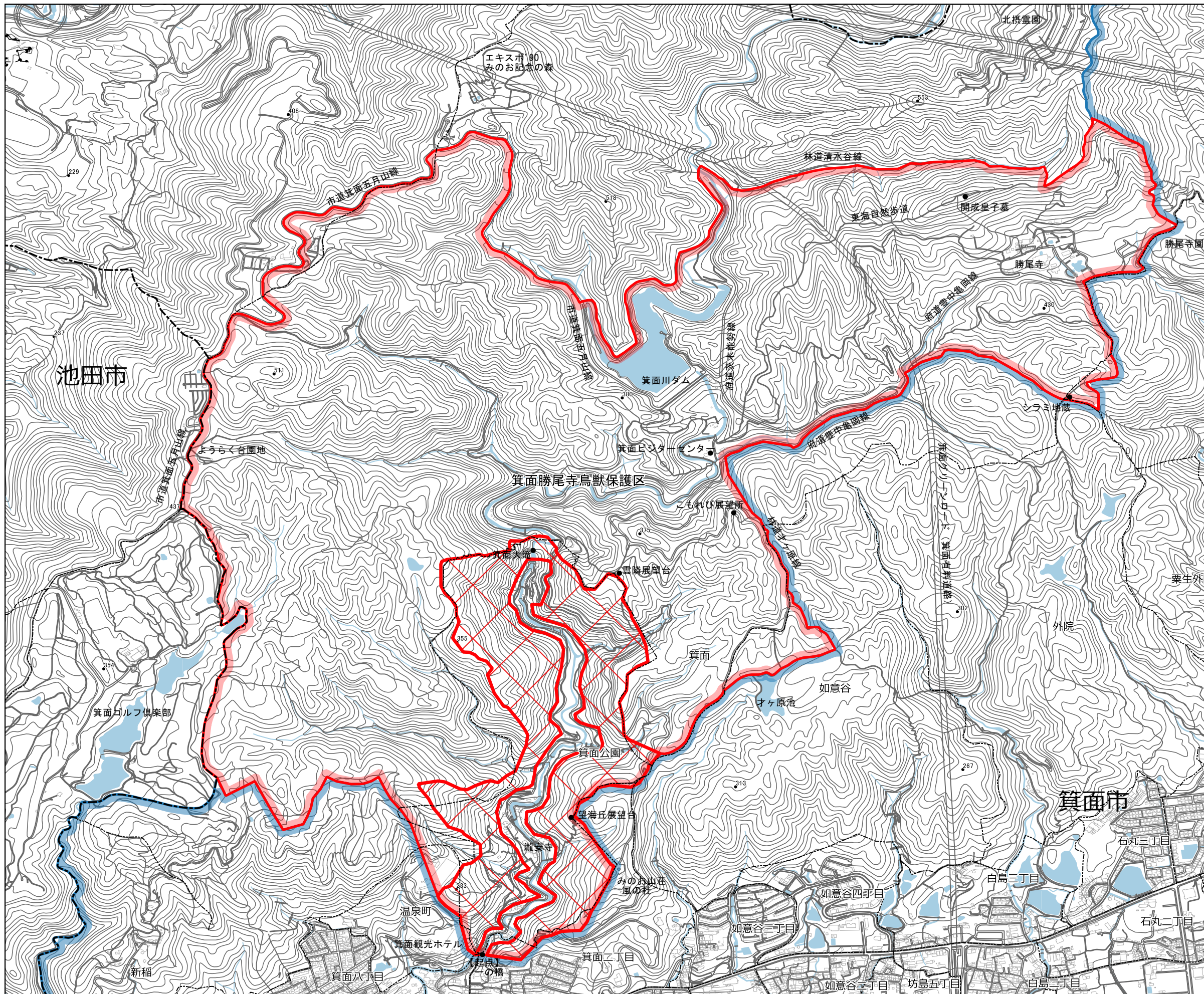


01 箕面勝尾寺鳥獣保護区



- 【凡例】**
- 鳥獣保護区
 - 鳥獣保護区特別保護地区
 - 特定猟具使用禁止区域(銃)
 - 鳥獣保護区(他府県)

【指定区域】

箕面川の一の橋を起点とし、府営箕面公園と箕面観光ホテルの境界を北西進し、箕面市有林と国有林との境界に至り、同境界を西進して、箕面ゴルフ場の東端に至る。同所から箕面ゴルフ場と国有林との境界を北進し、市道箕面五月山線との交点に至り、同市道を北東にう回して箕面川ダム右岸に至る。同所からダム沿いに北進し、府道茨木能勢線との交点に至り、同府道を約200メートル南東進し、清水谷林道との交点に至る。同所から同林道を東進し、勝尾寺に通じる小道との交点に至り、同所から同小道を南進し、勝尾寺高山間の小道との交点に至る。同所から同小道を300メートル東北進し、勝尾寺林道に通じる小道との交点に至り、同小道を東南進し、勝尾寺林道との交点に至る。同所から同林道を南西進し、府道豊中亀岡線に至り、同府道を約200メートル西進し、国有林との境界に通じる小道との交点に至る。同所から同小道を南進し、勝尾寺と国有林との境界に至り、同境界からシラミ地藏に通じる小道を南にう回して、シラミ地藏に至り、旧茶園坂林道を西進し、府道豊中亀岡線との交点に至る。同所から同府道を南西進し、オケ原林道と旧オケ原林道に通じる小道との交点に至り、同所から同小道を南東進し、オケ原林道を経て、旧オケ原林道に通じる小道を南進し、旧オケ原林道との交点に至る。同所から同林道を南進し、オケ原林道を経て府道豊中亀岡線に至る。同府道を南西にう回し、府営箕面公園との境界に至り、同公園と民有地との境界沿いに西進し、起点に至る線で囲まれた区域

(特別保護地区)

箕面勝尾寺鳥獣保護区内に設置されている府営箕面公園の区域のうち、箕面川の河川区域、滝道及びその法面(併せて幅員50メートルの区域に限る。ただし、府道豊中亀岡線から箕面川に下る部分については、滝道の中心線から左右25メートルの区域とする。)並びに昆虫館及びその附属施設の区域を除いた区域

※この地図は鳥獣保護区等の区域を参考に示したものです。各区域の境界付近での狩猟は控えるようにしてください。
 ※他府県の鳥獣保護区は参考として示しています。詳しくはその府県の地図等で確認してください。